

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告及び縦覧を開始します

2022年8月25日

同時発表：国土交通省

▶エネルギー・環境

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、有望な区域として整理していた「長崎県西海市江島沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告及び縦覧を開始します。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）では、第8条第3項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を2週間公衆の縦覧に供することとしています。

「長崎県西海市江島沖」については令和2年7月3日に、「新潟県村上市及び胎内市沖」及び「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」については令和3年9月13日に、国が協議会の組織等に着手する「有望な区域」として整理し、各区域において協議会を設置して、協議を進めてまいりました。

結果、「長崎県西海市江島沖」については本年5月31日、「新潟県村上市及び胎内市沖」は同6月20日、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」は同8月2日に、各協議会において、それぞれ当該区域を促進区域として指定することについて異存はない旨の意見がとりまとめられました。

その後、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、再エネ海域利用法が定める促進区域の基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案について公告するとともに、以下のとおり2週間の縦覧を行います。

2. 概要

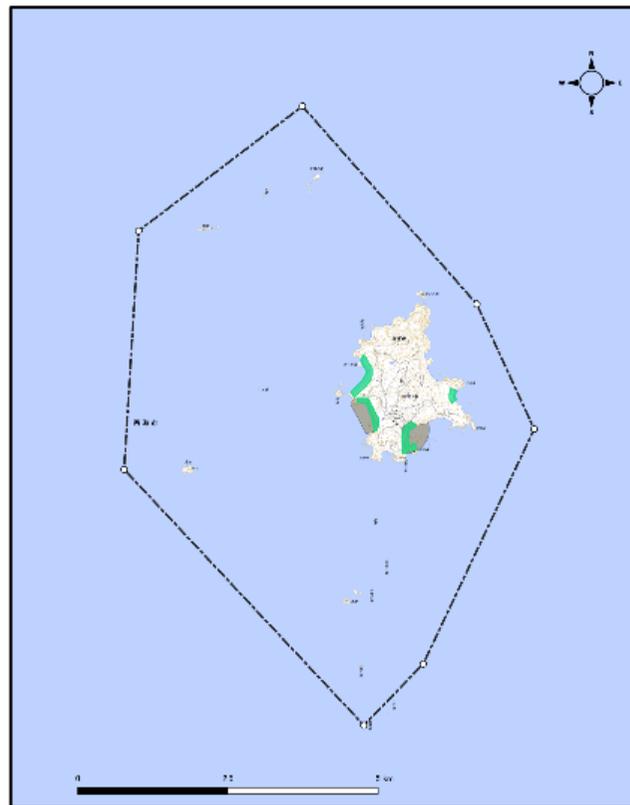
縦覧資料の掲載箇所

[資源エネルギー庁HP](#)

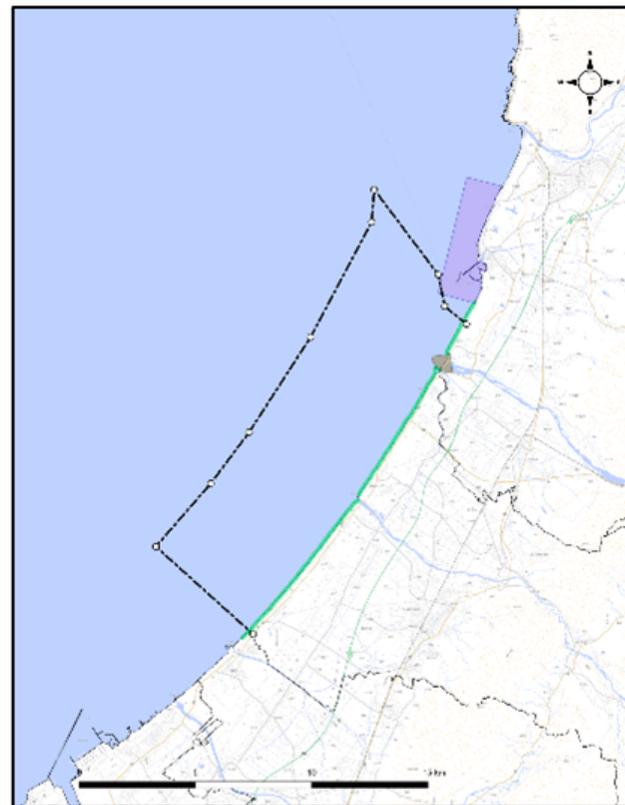
[国土交通省HP](#)

促進区域の指定の案の図面

長崎県西海市江島沖



新潟県村上市及び胎内市沖



秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖



縦覧期間

2022年8月25日（木曜日）から2022年9月8日（木曜日）まで

なお、以下の場所・時間においては、書面の閲覧も可能です。

縦覧場所及び時間

- 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
- 国土交通省港湾局海洋・環境課

縦覧期間中の平日のうち10時00分から18時15分まで

長崎県西海市江島沖

- 長崎県産業労働部新産業創造課

- 長崎県北振興局管理部企画振興課
縦覧期間中の平日のうち9時00分から17時45分まで
- 西海市さいかい力創造部新産業推進課
縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時15分まで

新潟県村上市及び胎内市沖

- 新潟県行政情報センター
縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時00分まで
- 村上市環境課
- 胎内市総合政策課
縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時15分まで

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖

- 秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課
- 男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課・船越出張所・脇本出張所
- 潟上市総務部企画政策課
- 秋田市環境部環境総務課
縦覧期間中の平日のうち8時30分から17時15分まで

参考資料

- [長崎県西海市江島沖における協議会意見とりまとめ](#)
- [新潟県村上市及び胎内市沖における協議会意見とりまとめ](#)
- [秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会意見とりまとめ](#)

担当

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 風力政策室長 石井

担当者：小林、山本

電話：03-3501-1511（内線 4581）

03-3501-6623（直通）

03-3501-1365（FAX）